

一 般 質 問 通 告 書

平成 22 年 11 月 16 日提出

嵐山町議会議長 藤野 幹男 様	議席番号 1 3	氏 名 渋谷登美子	受付番号
下記のとおり質問したいので通告します			
	質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
1	職員定数管理とこれからの町事業実施について	<p>(1) 現在の嵐山町職員定数で、嵐山町事業を進めていくには、工夫が必要である。</p> <p>専門性の必要な事務については、広域で取り組むことが合理的である場合もある。たとえば、図書館事業、文化財発掘調査事業は、広域対応で、専門職員異動を行うことのほうが地域のニーズにも対応しやすいと考える。又、監査事務局の広域対応で、外部監査制度を導入することもでき、専門性をもった事業が展開できる。又、DV 被害者も増加し、デートDV の課題も大きくなってきており、近隣での DV 相談も必要である。近隣市町村共に職員定数管理で事業展開が厳しくなっていると推測する。広域で対応したほうが合理的であり、公共の福祉の向上が進むものについて、近隣市町村で検討すべき時代が到来していると考え。考え方を聞く。(答 弁 書 不 要)</p> <p>(2) 住民サービスのあり方として、たとえば、狂犬病の予防接種は、嵐山町職員が直接、受付事務を行う必要はなく、受付事務と予防接種共に、獣医に委託しても支障はないと考える。又、粗大ゴミの受付事務を、直接、小川地区衛生組合に持ち込むことが出来るシステムの構築で、住民・町ともに事業の煩雑さを緩和することができるかと考えるが、住民サービスのあり方の見直しについての考え方を聞く(答 弁 書 不 要)</p> <p>(3) 来年 4 月からの学校給食センターの稼働について基本的な考えを聞く。安上がりのアウトソーシングとして委託先事業者は人件費の削減で利益を得る。非正規労働の拡大と安い賃金労働を拡大するだけで根本的解決にはならない。企業ではなく、非営利団体に委託するか、ないしは、嵐山町において、正規職員と非正規職員のワーキングシェアを開発すべきだが、考え方を聞く。(答 弁 書 不 要)</p> <p>(4) 町が民間委託を行っている事業で働く人の労働条件についての調査は。公契約条例を制定すべき時代である。制定についての考えを聞く。(答 弁 書 不 要)</p>	副町長